

日・ブラジル受刑者移送条約



受刑者の社会復帰を促進するために、受刑者に対して本国で刑に服する機会を与えるための日・ブラジル間の移送に係る手続等について定める。

現状

【日本】

- ・ブラジル人受刑者:240名
 - (注) 2013年12月現在。全外国人受刑者3176名の7.5%。国籍別で第3位。
- ・欧州評議会が作成した受刑者移送条約(CE条約)に加入(2003年)。 その締約国(我が国を含め64か国)との間で、受刑者移送が可能。
- ・タイとの間で二国間の受刑者移送条約を締結(2010年)。

【ブラジル】

- 日本人受刑者: 0名 (注) 2013年12月現在。
- CE条約には加入せず。
- ・10か国との間で二国間の受刑者移送条約を締結。

条約の概要

裁判国

裁判国の刑務所



「言語」や「習慣」の異なる外国から

母国の家族等との面会困難

受刑者:裁判国又は執行国に対し、移送の関心を表明可能。【第2条】

裁判国/執行国:移送を要請可能【第2条】

耒多 让美

移送の主な条件【第3条】

- 移送の対象となる受刑者が執行国の国民等である。
- 判決が確定している。
- 残りの服役期間が一年以上残っている。
- 裁判国での受刑者の犯罪行為が執行国の法令においても 犯罪になる。
- 裁判国、執行国、受刑者が移送に同意している。

執行国

執行国の刑務所



受刑者の母国へ

円滑な社会復帰の準備

(注)本条約では、裁判国のみが自国 の憲法及び法令に従い、特赦、 大赦又は減刑を認めることができる。 (第11条)

意 義

相手国で服役している日本人/ブラジル人受刑者に本国で服役する機会を与え、社会復帰を促進する。